

介護保険制度外の宿泊サービスに係る行政指導指針の制定について

参考資料2

1 経緯

(1) 介護保険制度外の宿泊サービス（お泊りデイサービス）

通所介護等の指定を受けた事業者が、その利用者に対して、事業所の設備を利用して、夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービス（排せつ、食事、見守り等）を提供することをいう。
※介護保険制度外のサービスであるため、これまで介護保険法令による規制はなかった。

(2) 課題及び対応方法

- 宿泊サービスの利用者に事故が多発 ⇒ 利用者数に対して不適当な人員配置（1人体制）
- 利用者のプライバシー配慮が不十分 ⇒ 遮蔽物のない同一の部屋に複数の利用者が雑魚寝

「泊りの環境が十分でない」事業者が多数 ⇒ 行政による対応が必要！！

国（厚労省）の対応

ア 省令改正（H27.4.1施行。指定基準条例を定めるに当たり参酌すべきもの）

(ア) 届出制の新設

宿泊サービスを提供する事業者は指定権者（都道府県、政令市等）に届出を行う。
⇒宿泊サービス事業者の運営状況（定員、人員配置、設備等）が把握可能

(イ) 事故報告の仕組みの構築

事故が発生した場合の事故報告（行政、利用者家族等）と処置の記録を義務付ける。

イ ガイドラインの策定

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービスのガイドラインとして、従業員の配置基準や1人当たりの床面積等について指針を策定（H27.4.30）

千葉市の対応

ア 指定基準条例における届出制等の導入

厚生労働省令の改正に合わせ、省令と同様の内容を指定基準条例に盛り込むため、改正を行った（H27.4.1施行）。

イ 行政指導指針の制定

(ア) 国のガイドラインが策定され、指定権者はガイドラインを参考に基準を定めることとなったこと。

(イ) 指定基準条例に基づき、指定通所介護事業所等に届出を行わせるに当たり、**事業者が宿泊サービスを適正に運営するための基準**が必要であること。

⇒【規程形式】：①宿泊サービスは介護保険制度外のサービスであること、②指定基準として事業所に義務付けるのは届出義務と事故報告義務のみであることから、事業者に対して**行政指導を行うための指針（行政指導指針）**として制定するのが適当

2 行政指導指針の検討

(1) 基本方針

- ◆原則として国のガイドラインと同様の内容を定めることとする。
- ◆①**指定基準条例の内容に合わせる必要のあるもの**や、②**国のガイドラインと同様の内容を定めると行政指導を行う上で実務上の支障が生じるもの**については、ガイドラインとは異なる市独自の基準を定めることとする。

(2) 行政指導指針の概要（主なもの）

No	項目	国のガイドライン	市行政指導指針(案)	備考
1	適用範囲	通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者	国のガイドラインで対象にしているもののほか、「 介護予防通所介護 」を対象に加える。	介護予防通所介護については、H26の介護保険法改正後も最大でH30.3.31まで指定の効力が生じるため、適用対象とする。
2	利用日数・連続利用日数	基準なし（具体的な数字がなく、「短期的な利用」、「利用が長期間」などの曖昧な文言を使用）	・利用日数：要介護認定等に係る有効期間の概ね半数以下 ・連続利用日数：原則として30日以内	・行政指導を行う際に事業者とのトラブルを避けるため具体的な数字が必要である。 ・短期入所生活介護に係る基準や省令改正前の東京都の基準を参考にした。
3	利用定員・個室以外の宿泊室の定員	・当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下で、かつ、9人以下 ・個室以外の宿泊室の定員は、1室当たり4人以下	同左	・H24の調査では、40事業所のうち、38事業所(95%)が利用定員9人以下となっている。 ・短期入所生活介護に係る基準では、1室4人以下となっている。
4	個室以外の宿泊室におけるプライバシーの確保	プライバシー確保のためにパーテーション等の遮蔽物の設置が必要であるが、カーテンはこれに含まれない。	同左	介護保険事業としての宿泊サービスを提供する小規模多機能型居宅介護の解釈通知では不可の取扱いとなっている。
5	宿泊サービス計画の作成	概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者について作成	国のガイドラインの「 概ね 」を削除し、対象を連続利用日数4日以上とする。	・指導内容が曖昧となるため、「概ね」を削除する。 ・宿泊サービス計画を作成する要件なので、むしろ明確化すべき。
6	記録の保存	保存期間は完結の日から2年間	保存期間を完結の日から 5年間 とする。	指定基準条例の規定に合わせて保存期間は5年間とする。

3 スケジュール

時期	内容
平成27年 4月30日	国がガイドラインを策定
平成27年 5月	行政指導指針の内容検討、行政指導指針の制定
平成27年 6月1日	行政指導指針の施行、事業者への通知(対象事業所:274事業所)
平成27年 6月1日～30日	宿泊サービス事業所の届出受付【45事業所(H27.9.1時点)】